

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嬭恋村は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税及び保険料の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併わせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

群馬県嬭恋村長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ②滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う滞納整理事務 ③納税者の宛名情報の特定やと都合を行う納税者管理事務 ④納税者からの申請によって賦課情報に基づく証明書発行事務
③システムの名称	収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 審査システム(eLTAX) 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

税情報ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第68条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条の表48,49,69,70,71,115,116,117,131,132,155項 ■情報提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 番号法第19条第8号 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課
②所属長の役職名	税務会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務会計課 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地 0279-96-0513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務会計課 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地 0279-96-0513
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月25日	事務の概要	・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー	収納消込システム 総合窓口システム 統合宛名システム	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	情報提供ネットワークによる情報連携	実施する	実施しない	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,46の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第25条 ■情報照会の実施しない	■情報提供は実施しない ■情報照会を実施しない	事後	改版に伴い情報提供廃止
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署	①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務課長	①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務会計課長	事後	機構改革による修正
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 税務課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0513	請求先 税務会計課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0513	事後	機構改革による修正
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	請求先 税務課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0513	請求先 税務会計課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0513	事後	機構改革による修正
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	①収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ②滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う滞納整理事務 ③納税者の宛名情報の特定や都合を行う納税者管理事務 ④納税者からの申請によって賦課情報に基づく証明書発行事務	事後	
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム	収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム 審査システム(eLTAX) 中間サーバー	事後	
令和5年1月12日	2. 特定個人情報ファイル名	納付情報ファイル 宛名情報ファイル	税情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和5年1月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	公金受取口座情報提供関係
令和5年1月12日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	公金受取口座情報提供関係

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月12日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供は実施しない ■情報照会を実施しない	■情報照会 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第26条、第43条の2の2、第47条 番号法第19条第8号 別表第二の27、42、44、45、82、94の各項 ■情報提供 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 番号法第19条第8号 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121	事後	公金受取口座情報提供関係
令和7年3月1日	3. 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項 2. 並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第68条	事後	項目の見直し
令和7年3月1日	4. ②法令上の根拠	■情報照会 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第26条、第43条の2の2、第47条 番号法第19条第8号 別表第二の27、42、44、45、82、94の各項	■情報照会 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条の表 48,49,69,70,71,115,116,117,131,132,155項	事後	項目の見直し